

市民社会と資本主義経済の発展

スミス，マルクス，ヴェーバー

久 間 清 俊

目 次

はじめに

1. スミスにおける市民社会と資本主義経済
2. マルクスにおける市民社会と資本主義経済
3. ヴェーバーにおける市民社会と資本主義経済
4. 現代資本主義経済と市民社会

まとめ

はじめに

アダム・スミス（以下スミスと略称），カール・マルクス（以下マルクスと略称），マックス・ヴェーバー（以下ヴェーバーと略称），彼等は近代社会科学上の巨匠である。彼等の研究は，たんに経済的領域の研究にとどまらず，社会全体の理解にまで及んでいる。何故か。それは，彼等の社会科学研究が，彼等の時代における人間本質への探求から始まるからである。人間本質の理解のために，経済の研究が必要となり，また政治，文化，宗教の研究が必要であった。その結果，彼等の研究は，人間の社会活動全体の考察へと至ったのである。

ところで，人間の社会活動の歴史を，とりわけ経済活動との関連で考察するとき，市民社会の形成・発展の視点は，重要な意義を有している。市民社会とは，たんに都市空間を意味するのみでなく，商品・貨幣・資本の流通という経済的機能に規定される社会的機能をも意味する。スミスの場合，『諸国民の富』では，都市とは，商人や職人が住み，徴税請負から始めて，自治権の獲得，製造業の興隆をもたらした，特殊な経済的機能空間として，理解されている¹⁾。マルクスで

は、『ヘーゲル法哲学の批判から』、『ユダヤ人問題によせて』におけるごとく、市民社会とは共同体に対する私的所有制の世界として、批判的に理解されている²⁾。ヴェーバーは、『一般社会経済史要論』において、東洋に比較して、西洋都市の特性に合理性が存在することを指摘し、西洋都市におけるこの合理性の存在と西洋の合理的近代資本主義の成立・発展の間には、極めて強い因果関係があることを強調している。この合理性とは、西洋都市の市民の独自のエートスによって生み出されてきたものである³⁾。

このように、スミス、マルクス、ヴェーバーの市民社会観は極めて異なる。それは、彼等の人間本質への理解が異なることから生じる、市民社会の分析方法の差異に起因すると言える。しかし人間本質は多元的であると理解するなら、彼等の市民社会観の比較は、私達に、市民社会の多元的像の理解を可能とならしめるであろう。さらには、近代資本主義経済の本質、近代社会主義の本質の理解にも多大の貢献をすることは、言うまでもない。

1. スミスにおける市民社会と資本主義経済

周知のように、スミスは『道徳感情の理論』で、近代市民社会の市民の道徳(Moral)の独自性を叙述した。しかし、この著書では、近代市民社会についての叙述はない。近代市民社会の独自性については、『法学講義』(Lectures on Jurisprudence)において若干存在している。それは、市民権(Citizenship)についての言及においてである。しかし、それは、古代ギリシャの都市国家との比較での、近代ヨーロッパ諸国の市民権の特徴についての言及であり、近代市民社会それ自体の内在的考察ではない。スミスが近代市民社会の独自性を明確に指摘するのは『諸国民の富』においてである⁴⁾。

スミスは『諸国民の富』の第3編「さまざまの国民における富裕の進歩の差異について」で、都市と農村の関係の変化を基軸にして、文明社会の歴史と富裕の進歩を考察している。彼は、まず、つぎのように述べる。

「農村は都会に生活資料や製造業の原料を供給する。都会は、農村の住民にその製造品の一部を送りかえすことによって、この供給にむくいる。」「農村の住民

は、自分が手をく다してそれを調製しようとしたばあい使用したであろうよりもはるかに少量の自分の労働の生産物で、多量の製造品を都会から購買する。都会は、農村の余剰生産物に対して、つまり耕作者の生活資料をこえるものに対して市場を提供し、そしてこの市場で、農村の住民はその余剰生産物を自分たちのあいだで需要されている他のなにものかと交換するのである⁵⁾。」

スミスはこの叙述の他にも、市場の発展、大規模な商業が、都市と農村の社会的分業を促進させ、都市と農村の住民の富裕を効率的に生み出す様子を描いている。スミスはまた、このような社会的分業の進展にともなう産業の発展に関して、つぎのようにも述べている。

「それゆえ、事物の自然的運行によれば、あらゆる発展的な社会の資本の大部分は、まず第一に農業にふりむけられ、つぎに製造業にふりむけられ、そして最後に外国商業にふりむけられる。事物のこの順序は、ひじょうに自然であるから、かりにも領土をもつほどのものであれば、どのような社会でも程度の差こそあれつねに観察されてきたことだ」。しかしながら、「ヨーロッパの近代諸国家のすべてにおいては、この順序は多くの点においてまったく転倒されてきた。すなわち、これらの国家の諸都市のあるものの外国商業は、そのいっさいの比較的精巧な製造業、つまり遠隔地への販売に適するような製造業を導入し、そして製造業と外国商業とが、ともどもに農業の主要な改良を生みだした。これらの国の当初の統治の性質上導入され、しかもこの統治が大変革をこうむったあとまでも残存した習俗や慣習が、必然的にこれらの国を強制してこういう不自然で逆行的な順序をとらせたのである⁶⁾。」

スミスはこのことの説明を、ローマ帝国の没落後のヨーロッパの農業の発展の障害要因の考察、また都市（Cities）と都会（Towns）の勃興と発達の考察をとおして、おこなっている。スミスはヨーロッパにおける都市・都会の勃興と発達の独自性に注目している。ローマ帝国の没落後の都市・都会の住民は主に商人や職人であり、ギリシアやイタリーの古代共和国の最初の住民である土地所有者とは極めて異なる階級であったことを指摘する。このようなローマ帝国の没落後の都市・都会の住民が最初の奴隷的状态から脱出し、農村の借地人よりはるかにはやく自由と独立を獲得できたのは、彼等が自分たちの都会の徴税請負権を獲得したからであると、スミスは言う。徴税請負権は、ときがたつうちに永久的なもの

になり、それにともなってもろもろの免税も、特定の自治都市の市民としての個人に属するものとみなされる。「またそのために、特定の自治都市は、その市民が自由市民または自由商人とよばれていたのと同じ理由で、自由都市とよばれたのである。」さらに、自治都市の住民には諸特権もあたえられ、隷農の身分や奴隷の身分という属性が取り去られ、実質的に自由になった⁷⁾。

自治都市の住民は、さらに自治権をもつ都市共同体も創設した。「それ自身の行政長官や市会をもつ特権、その自治のための諸条例を制定する特権、その防衛のために城壁を築造する特権、そのすべての住民に昼夜の警戒を義務づけることによって、かれらを一種の軍事訓練に服させる特権」なども獲得した。なぜ主権者 (Sovereigns) が都市共同体＝共和国 (Republics) の創設をみとめたのか。それは、その当時、領主と対立するヨーロッパの主権者＝国王が、敵である領主と対立する都市や自治都市の住民を自らの力で保護することができなかったことによる。それゆえに、国王は都市や自治都市が相互防衛の同盟を結ぶことができるように、独立を認めたのである⁸⁾。

このようにして、都市・都会に秩序と善政、個人の自由と安全が確立する。市民は、自分たちの勤労の果実を享受することを保証された。その結果、「かれらは自分たちの生活状態を改善し、生活必需品ばかりか便益品や優雅なものまでもを獲得しようと精だすのである。それゆえ、必要な生活資料以上のなにものかを目的とする産業は、農村の土地占有者たちによってふつう営まれるようになるずっと以前に、諸都市に確立されていた。」「当時の法律は、都会の住民にはきわめて寛大であり、農村の住民に対する領主の権威が減殺されることを熱望していたので、もしこのまずしい耕作者が一ケ年間領主の追跡からのがれてそこに潜伏することさえできれば、かれは永久に自由になれたほどであった。したがって、農村の住民のなかの勤勉な人々の手に蓄積された資財がどのようなものであろうとも、それは当然都市へ避難したのであって、都市こそは、この資財を獲得した人の安全を保証する唯一の聖域だったのである⁹⁾。」

「商業都市の住民は、もっと富裕な国々の改善された製造品や高価なぜいたく品を輸入することによって、自分自身の土地の多量の粗生産物でこれらのものを購入することを熱望していた大土地所有者たちの虚栄心をかなりの程度に満足させた。」「外国商業は、比較的精巧で改善された製造品に対する好みを、まだこの

ようなものの製作を全然おこなったこともない国々へ導入した。ところが、こういう好みがかなりの需要をひきおこすほど一般的なものになったとき、商人たちは、輸送費を節約するために、当然にも自分たちの国に同種の若干の製造業を確立しようと努力した。これが、ローマ帝国の没落後、ヨーロッパの西部諸属州において確立されたように思われる遠隔地への販売のための最初の製造業の起源である。」スミスは、遠隔地への販売に適する製造業の導入には、二つの異なる方法があったと言う。一つは、外国商業の子孫としての製造業である。外国製造業を模倣しながらそれを確立した特定の商人や企業家の資財の運用によって導入された方法である。もう一つは、農業の子孫としての製造業である。内陸諸地方で、比較的粗雑な家内製造業がしだいに精巧化されるというしかたで、自然に、いわば自力で成長した方法である。この製造業の拡張や改良は、外国商業の子孫としての製造業の最後にして最大の成果としての、農業の拡張や改良の結果としておこなわれたものである¹⁰⁾。

スミスはこのように、外国商業の発展が製造業を発展させ、製造業の発展が農業を発展させる過程を把握している。この過程において、都市の住民（＝商人）の企業家精神の果たす役割を高く評価している。この視点は、彼の『道徳感情の理論』の視点を継承、発展させたものであることは、言うまでもない¹¹⁾。

2. マルクスにおける市民社会と資本主義経済

マルクスが彼の研究活動の初期において、ヘーゲルの市民社会観から大きな影響を受けたことは、周知のところである。彼は、「ライン新聞」の編集長のときに取り扱った「木材窃盗取締にかんする討論」に関する批評で、公民（Staatsbürger）による森林の枯枝あつめが木材窃盗となる近代社会の私的所有制の矛盾を暴露した。すでにこの時点で、彼の生涯にわたる社会批判の視点となる、「近代市民社会の私的所有制度の矛盾」への批判視点が現れている¹²⁾。マルクスはこの批判視点をさらに深めるために、ヘーゲルの『法哲学』を研究する。『ヘーゲル法哲学の批判から』（1843年）では、ヘーゲルの市民社会論を次のように批判する。

「市民社会と国家は分離している。したがって公民と市民、すなわち市民社会

の成員もまた分離している。したがって個人はわが身相手に或る本質的な分割作業を手がけなければならない。現実的市民として彼はわが身が或る二重の組織のうちにあるのを知る。すなわち官僚制的組織—これは彼岸的国家である統治権の一つの外的、形式的規定であって、彼とその自立的現実性には触れるところはない—と社会的組織、市民社会の組織である。しかしこの後者の組織においては彼は私人として国家の外にあり、この組織は政治的国家としての政治的国家には触れるところがない¹³⁾。」

マルクスは、ヘーゲルが市民社会と国家の対立を「私有財産と資産の対立」として、たとえば本来の私有財産としての土地所有と国家資産・公共財産・社会的資力の対立として把握している点を、評価しつつも、ヘーゲルの国家観の思弁性と、近代市民社会から封建的身分社会へ逆行する思考を批判する。そして、ヘーゲルが市民社会の矛盾を国家制度において解決しようとするのにたいして、マルクスは私有制度の克服において解決しようとするのである。マルクスの近代市民社会への認識は一段と深まったと言える¹⁴⁾。

同年の『ユダヤ人問題によせて』において、マルクスは、ユダヤ人が公民として政治的に解放されるためには、ユダヤ教の宗教的偏狭さをすてることが重要であると主張するブルーノ・バウアーを批判し、「彼等は現世の障壁を除くやいなや宗教的偏狭をもすてる」と言う。しかし、宗教的偏狭の政治的解放、たとえば北アメリカにおけるごとく、国家が宗教から自己を解放することは、宗教が私事の形式をとるということすぎないのであり、「国家から市民社会への宗教の移動」にすぎない。北アメリカでは、信仰の特権は一般的人権の一つであると、指摘している。マルクスはさらに、信仰の特権を北アメリカ、フランスにおける人権との関連で考察し、「人の権利 (droits de l'homme) すなわち人権は、そのものとしては、公民の権利 (droits du citoyen) すなわち公民権 (staatsbürgerrecht) から区別される。公民 (citoyen) から区別される人 (homme) とはだれか。市民社会の成員にほかならない。なぜ市民社会の成員は「人間 (Mensch)」、ただの人間とよばれ、なぜ彼の権利は人権 (Menschenrechte) とよばれるのか。どこからこの事実は説明されるのか。政治的国家の市民社会にたいする関係、政治的解放の本質、からである」と、論理を展開する¹⁵⁾。

マルクスの目標は、このような政治的解放の不徹底さを、克服することである。

彼は次のように述べる。

「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間（Menschen）そのものへ復帰させることである。政治的解放は、一方では市民社会の成員への、利己的な独立した個人への、他方では公民への、法人（moralische Person）への人間の還元である。現実の個別的人間のままでありながら、その経験的生活において、類的存在となったときはじめて、つまり人間が自分の「固有の力（forces propres）」を社会的な力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切りはなさないときにはじめて、そのときにはじめて、人間的解放は完成されたことになるのである¹⁶⁾。」

さらに同年末の『ヘーゲル法哲学批判』では、このような人間的解放の担い手として「プロレタリアート」概念があらわれている。マルクスは次のように説明する。

「プロレタリアートは突然やってきた産業の運動をとおして、ようやくドイツにとって生成しはじめている。なぜなら、自然生的に生まれでた貧困でなく人為的につくりだされた貧困が、社会の重圧によって機械的におし下げられた大衆ではなく社会の急激な解体から出現する大衆が、プロレタリアートを形成するからである。もっとも、自然生的な貧困やキリスト教的＝ゲルマン的な農奴制もだんだんこの列にくわわるのは自明のことであるが¹⁷⁾。」

マルクスは「プロレタリアート」を、市民社会の一階級であるが、私有財産制度を全面的に否定する階級として、またそのことによって、人間の完全な回復をはかる階級として、評価している。

1844年、パリでイギリス古典派経済学批判の研究をとおして、マルクスの私有財産制度と近代市民社会に対する認識と批判は、さらに深まる。「ジェームズ・ミル著『政治経済学要綱』（J・T・パリゾ訳、パリ、1823年）からの抜粋」論文、同時期の『1844年の経済学・哲学手稿』が、そうである。

「ジェームズ・ミル著『政治経済学要綱』（J・T・パリゾ訳、パリ、1823年）からの抜粋」論文で、マルクスは、貨幣を「私的所有の本質が自己自身を喪失して疎外された姿であり、自己自身に外的となった、外在化された私的所有である」と把握する。信用とて「交換を容易にする媒介者となるにすぎない。いいかえれば、それは完全に観念的な形態にたかめられた貨幣そのものである」と把握され

る¹⁸⁾。マルクスは、この貨幣において現れる、つまり私的所有制の下での人間活動の疎外形態に対して、人間活動の疎外されていない形態を、次のように描く。

「生産そのもの内部での人間活動の交換も、人間の生産物の相互的な交換も、いずれも**類的活動**と**類的享受**に等しい。そしてこの**類的活動**と**類的精神**の、現実的で意識的な**真の定在**が、**社会的な活動**と**社会的な享受**である。人間の本質は、人間が**真に共同的な本質**であることにあるのだから、人間は彼等の**本質の発揮**によって**人間的な共同体**を、すなわち、個々の個人に対立する**抽象的・普遍的な力**ではけっしてなく、それ自体それぞれ個人の**本質**であり、彼自身の生活、彼自身の**精神**、彼自身の**富**であるような、**社会的な組織 (=Wesen)**を**創造し**、**産出する**¹⁹⁾。」

「**真の共同的本質**は、反省によって生じるものではけっしてない。したがってそれは、諸個人の**必要**と**エゴイズム**によって、いいかえれば、直接彼らの**定在**そのものの**発揮**によって、**産出されたもの**として現象する。この**共同的本質**が存在するか否かは、人間によって左右されることではない。だが人間が、自己を人間として認識しておらず、それゆえ世界を人間的に組織しておえていないうちは、この**共同的本質**は**疎外の形態**のもとで現象するのである²⁰⁾。」

国民経済学が研究対象とする「**交換**あるいは**交換取引**は、したがって、**私的所有**の内部での人間の**社会的な行為**、**類的行為**、**共同的本質**、**社会的な交通**と**統合**であり、それゆえ**外的な**、**外在化された類的行為**である²¹⁾。」

「**私的所有関係**の内部では、**社会的な力**が大きくなり完成されていけばいくほど、人間はそれだけますます**利己的**になり、**没社会的**になり、人間固有の本質からますます**疎外**されていくのである。

人間的活動の生産物の相互的な交換が、**交換取引**として、**暴利商売**として現象するのと同様に、**活動**それ自体の相互的な**補完**と**交換**は、**分業**〔**労働の分割**〕として現象する。分業は人間を可能なかぎり**抽象的な存在**に、**撚糸機械**などにしてしまい、そしてついには**精神的**ならびに**肉体的な不具者**にかえてしまう。

まさに**人間的労働**の**統一性**が、**分割**としかみなされないのは、**社会的本質**がもっぱらその**反対物**として、すなわち**疎外の形態**でしか**定在**していないからである。**文明の進歩**とともに**分業**は**高度化**する²²⁾。」

以上のような、マルクスの**市民社会 = 私的所有制社会**への批判の視座は、『経

『経済学・哲学草稿』での、アダム・スミスの『諸国民の富』の批判的考察を通して、さらに深められ、彼の人間主義（その手段としての唯物論と共産主義）的社会像の基礎視座となる。マルクスは私的所有制の批判をさらに深め、『ドイツ・イデオロギー』（エンゲルスとの共著、1845～1846年）、『哲学の貧困』（1847年）で、市民社会における資本制生産の発展、生産諸関係の分析をおこなっている。しかし、経済恐慌の分析を中心とする彼のイギリス古典派経済学の批判的研究が本格的になされるのは、1850年にロンドンに移住してからである。その成果が『資本論』としてあるのだが、そこでの分析視座は、彼の市民社会＝私的所有制の批判的考察をとおして獲得されたものであることは言うまでもない。

3. ヴェーバーにおける市民社会と資本主義経済

ヴェーバーは、研究活動の初期から既に、ドイツ・ブルジョワジーの出身であることの自覚と責任を強く意識していたし、また同時に、国民国家としてのドイツへの誇りとその将来性への危惧を強く意識していた²⁹⁾。しかし、彼のこのようなドイツ・ブルジョワジーによるドイツ国民国家の確立という価値意識は、当時の労働者階級の台頭と社会主義運動、ビスマルク以後のドイツ政治の不安定さにより、強い危機感を持たざるをえなくなる。1848年のドイツ市民革命の挫折は、イギリス、フランスに比較して、ドイツ・ブルジョワジーの政治的立場を極めて弱いものにしていった。このようなドイツ・ブルジョワジーの弱い政治的立場を強化するために、科学的研究と政治的発言が展開される。しかし、彼のブルジョワジーとしての価値意識への危機感、その意義とともに限界をも彼に自覚させるものとなる。ともあれ、ヴェーバーの市民社会論は、西洋ブルジョワジーの歴史的意義を確認するためには、見落とせない存在である²⁹⁾。

ヴェーバーは、社会諸階層の行為類型と価値観との関連に注目し、その視点から社会・政治・経済の分析をおこなった。それは、彼が、当時のドイツ官僚制度と結びついていたシュモラー等の新歴史学派の方法や、労働者階級のマルクス主義的な唯物論的方法に対抗しうる方法論として考案したものである。この方法論も、彼の研究活動の初期から構想され、徐々に深められ、中期の『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を経て、晩年の諸著書において、社会学的方

法論として定式化される²⁶⁾。ヴェーバーは自らの方法論を深めつつ、西洋ブルジョワジーの歴史的意義を確認する作業をするために、西洋と東洋の、古代から現代に至るまでの、膨大な歴史的資料の考察をおこなうのである。彼の社会科学研究は、政治的発言を別にすれば、晩年になればなるほど、古代へと遡及する研究をしている。『経済と社会』、『世界宗教の経済倫理』の中の「儒教と道教」、「ヒンドゥー教と仏教」、「古代ユダヤ教」等の論文がそうである。

ヴェーバーが、市民社会と資本主義経済との関係についてどのように考えていたのかは、『経済と社会』における「都市の類型学」や『一般社会経済史要論』において、知ることができる。しかし、『一般社会経済史要論』のほうが、より包括的に叙述されていると言えよう²⁷⁾。この著書においてヴェーバーは、近代資本主義経済は西洋社会が生み出した合理的経済組織の形成に基づいて出現したことを、強調する。彼は、西洋の近代資本主義の特徴として、(1)合理的労働組織。(2)対内経済と対外経済との間の、また対内道徳と対外道徳との間のあいだのけじめを廃棄したこと。いいかえれば、対内経済の中に商人的生活態度が浸透したこと、さらにこういう基礎に立脚して労働が新しく組織されていること。(3)法治・専門的官僚・国家的市民権をともなうところの国家をもつのは西洋だけである。合理的なる法、市民 (Bürger) —キウイス・ロマーヌス (civis Romanus), シトワイアン (citoyen), ブルジョワ (bourgeois) —なる概念が存在するのは西洋のみである。(4)合理的なる科学、したがってまた、合理的なる技術。(5)生活態度について合理的心情を有する人間の存在²⁸⁾。

ヴェーバーが西洋に固有な近代資本主義の特徴の中にも、上記(3)のように市民が掲げられている。彼は、『一般社会経済史要論』の第4章「近代資本主義の成立」の第7節「都市と市民」で、西洋の都市と市民の特性について、詳しく考察している。

彼はまず市民 (Bürger) 概念には経済的、政治的、身分的な意味を持つ三つの異なる概念が存在することを指摘する。①経済的概念では、「若干の階級が特殊の性質をもったある一つ経済的利害状況の下におかれている場合、こういう特定範疇の諸階級を一括して「市民」と呼ぶ」。この意味においては、市民階級は何ら統一的なる階級ではない。しかし、手工業者や企業者などが、結合されて一つの統一的な社会的階級を形成したのは、西洋のみである。②政治的概念では、

「特定の政治的権利の担当者としての特性を有するすべての国家市民（Staat-sbürger）を包含する。」「国家市民の概念は、古代および中世の都市のうちその前身をもっている。古代および中世の都市においては、政治的権利の担当者としての市民があった。しかし、西洋以外のところでは、僅かにその痕跡しかみとめられない。」③身分的概念では、市民は、「官僚とか、無産階級（Puroletariat）とか、いずれにせよ外部のものから「所有と教養とをもった人々」として目せられる社会層を意味する。」例えば、「企業家・レントナー・アカデミックな教養があり、したがって何らかの或る社会的威勢を有する人々」などがそうである。この概念では、市民は貴族や無産階級から区別される。かのブルジョワジーの概念は近代西洋に固有の概念である。西洋の古代および中世の市民には、特権が積極的にも消極的にも与えられていた点で、西洋以外とはことなる。ヴェーバーは、このような三つの市民概念を使って、近代西洋の市民の独自性を詳しく考察する²⁹⁾。

次に、ヴェーバーの指摘する西洋の都市の特性を見てみよう。彼は、西洋の都市はまず第一に、文化の全領域において類ない大きな貢献をしたことを強調する。彼は、政党とデマゴーク（Demagog）を生み出したこと、ヘレーネやゴチックの芸術を生み出したこと、ギリシアの都市での数学やバビロニア人の都市での天文学のように科学を生み出したこと、ユダヤ教や初期キリスト教、また清教（Puritanismus）や敬虔派（Pietismus）は都市において担われたことを指摘する²⁹⁾。

第二に、経済・軍事・政治における特性として、自治団体（Gemeindeverband）としての都市は西洋以外にはなかったことを強調する。西洋の都市は兄弟の契りを結ぶこと（Verbrüderungsakt）によって発生した。古代におけるエルサレム、ギリシアのポリス、中世のイタリアの都市がそうであると、彼は言う³⁰⁾。何故、西洋以外において、このような都市が成立しなかったかの理由として、彼は、第一に軍制の相違を、第二に呪術（Magie）の存在を挙げる。第一の軍制の相違では、「その最初の時期における西洋の都市は何よりも先ず防衛団体である。すなわちそれは自ら武装し自ら訓練し自ら軍隊を編制しうるだけの防衛能力をもった人々の結合である。」また、「王侯の軍隊が、都市があらわれる以前からすでに存在していたという事情、この事情が西洋以外のところでは都市の発達を阻害し

た」と指摘する。第二の呪術の存在では、「インドでは、幾つかのカストが相集って一つの祭祀を共同におこなう団体 (Kultgemeinschaft), したがってまた、一つの都市団体を形成することは、最初から不可能であった。」また、「中世におけるユダヤ人の特殊の地位も同様にして説明せられる。カテドラル (Kathedral) や聖餐 (Abendmahl) やは都市団体の象徴であったが、ユダヤ人は前者においてお祈りをすることもできず、また、聖餐式に参列することもできず、したがってディアスポラ (Diaspora) 団体を組織せざるをえない悲運におちいったのである。」これに対して、西洋においては、「古代においては広汎に司祭就任資格の無制限 (Priesterfreiheit) が存したこと」、「都市の官吏がこの神との交渉を処理し、したがってこれがために神の財産や僧侶のフリュンデに対して都市がこれを支配するにいたったが、この結果として最後には、僧侶の地位を誰が占めるかが、競売できるところまで進んだ。」後の時代の西洋に対しては、ヴェーバーは、次の三つ事実の重要性を指摘する。一つは、ユダヤ教内部において呪術を否定した予言の存在。呪術は悪魔的なものとされ、神的なものとはされなかった。二つめは、聖霊降下の奇跡 (Pfingstwunder) への信仰の存在。キリストの聖霊 (Pneuma) と兄弟の契りを結ぶこと。これは、古代キリスト教の熱烈な信仰のものすごい普及に決定的であった。三つめは、アンティオキアの会合。この会合において、パウロは割礼を受けざる者 (ユダヤ人からいって異邦人) と祭祀をともにすることを擁護し、これによって氏族・種族・民族の相互の間における呪術的障害は撤廃せられた³¹⁾。

以上、西洋都市の特性を指摘したうえで、次に、西洋都市においても、古代と中世との間で、また南欧と北欧の間で存在した相違をヴェーバーは強調する。

まず、古代も中世も、都市団体の発達の初期は非常に類似していた。「騎士の家に生まれ、騎士的生活態度を身につけた豪族 (Geschlechter) が」、「都市に住めば商業機会に参加しうるという事情により」、都市に定住するに至った。「この豪族のみが積極的・能動的な構成員として都市団体を構成し、他のすべての人々はただ服従の義務を有するのみであった。」「豪族は自己経営商人としてではなく、むしろ、或いは船舶所有者として、或いは金貸業者として、商業に参加した。」「そこに定住すれば、土地の年貢を商人的に利用しうると可能性と、そこに定住して土地の年貢を商人的に利用しようという意図、この客観的可能性と主観的意図

が相俟って都市の定住を惹起したのであり、かくして商業が最初の都市形成に対して決定的影響をあたえたのであった。」たとえば、中世初期、ヴェニスでは、小売商人が豪族から貨幣または商品を借り受け、東方貿易（Levannte）で利益を獲得し、ヴェニスの内部において不動産でも船舶でも購入し、その所有者として彼は自由に貴族に成り上がることができた³²⁾。

しかし、民主制の形成において、古代と中世は乖離してくる。「中世においては都市はツンフトから構成せられたが、古代においては都市は決してこういう性質をもたなかった」、とヴェーバーは指摘する。たとえば、古典的ツンフト都市フィレンツェを例にとると、ツンフトの最古の支配階層からなるアルティ・マジオリ（arti maggiori）は、商人・両替屋・宝石屋などの企業家と、法律家・医者・薬屋などの「所有と教養とをもった人々」を包含するものであった。また、アルティ・ミノーリ（arti minori）は、屠畜業者・パン焼人・織工などの小資本家を包含し、アルティ・マジオリの下に立つ。彼らの地位はイタリアにおいては、少なくとも将に労働者階級の境界線にあった。純粹労働者たるチオムピ（ciompi）は、ただ貴族が中層階級に対抗してこの最下層とむすんだ場合にのみ、有力な地位を占めたにすぎない。このような中世都市のツンフトの支配の下でなされた政策は一種独特のもので、第一に、先祖伝来の生業機会および営利機会を確保すること、第二に、通常には罰令権と市場強制によって周囲の農村を営利関心のために利用せんとするものである。また、競争を阻止し、大企業への発展を防止しようとした。それにもかかわらず、「商人資本と工業的ツンフト労働との対立がおこり、したがって家内工業の発展や、近代的プロレタリアの先駆者としての職人の身分（Gesellenstand）の発展やがここに胚胎した。さて民主主義の支配下にある古代においては、これらの現象の何れも存在しない³³⁾。」

ヴェーバーは、次に中世都市の中で、南欧都市と北欧都市の相違を指摘する。南欧では、騎士たちは大抵都市の内部に居住した。その理由は、法王党（Guelfen）と皇帝党（Ghibellin）の都市戦争は、都市が騎士を傭兵としてかかえるか、彼らと同盟することを必要としたからである。他方、北欧では、騎士は初めから都市外に居住するか、あるいは都市から駆逐されてしまった。イギリスの場合は南欧都市と極端に対立する、特殊な地位にあることを、彼は強調する。「イギリスの都市は軍事的権力を持つこともなければ、その意志もなかった。その自立性は、

都市が国王から租税徴収を請け負っていたことに因由している。」イギリスでの市民とは、「都市が国王から租税徴収を請け負って纏めて立替えておいてくれた租税請負に対して、その割り前を払う者」を意味している。それは、ノルマン・コンクエスト以来、国家権力が著しく集権的となったという事情、また「13世紀以来、地方自治団体が国会に参加し、騎士が国王に抗して何等かの画策を実行しようとしても、騎士は金銭上、地方自治団体に依存せざるをえなかったという事情」による。「都市と田舎との対立はつとに消失した。都市は地方の名門(Landgentlemen)に市民権を与えて大量的にこれを引き入れた。なるほど形式上では貴族が近時にいたるまで事業の指導管掌の権を保持したけれども、しかし結局支配的地位をえたのは都市の市民であった³⁰⁾。」

ヴェーバーは、以上のような西洋都市の特性の考察の最後に、西洋都市が、市場機会、すわはち、「一層多く大量的・大衆的なる販路や、大量的・大衆的なる欲望充足の機会やを目標としておこなわれる」近代の合理的資本主義を発展させた原因として、近代西洋における封鎖的民族国家(Der geschlossene nationale Staat)の競争的闘争の存在を、指摘する。もし、これがなかったら、近代の合理的資本主義は、古代ローマの場合と同様、これほどまでに発展することはなかったと、彼は考える。また、古代の場合と同様に、封鎖的民族国家が世界国家に席を譲るならば、近代の合理的資本主義はその存続をやめるであろうと、彼は考える³¹⁾。

ヴェーバーは、西洋における近代資本主義の成立の重要な原因として、『一般社会経済史要論』の第4章第8節で合理的国家を、同章9節で資本主義的精神の発展を考察している。しかし、ヴェーバーにおける「市民社会と資本主義経済」についての認識の特徴の考察という点では、さらにそれらを取り上げて考察する必要はないであろう。ヴェーバーは、スミスの認識を時間的・空間的に拡大し、スミスとマルクスに共通する経済的視座に対して、エートス的・政治権力状況的視座から「市民社会と資本主義経済」の認識を展開している。そこで、スミス、マルクス、ヴェーバーの「市民社会と資本主義経済」についての以上のような認識を踏まえて、その現代的意義を考察しておこう。

4. 小括－現代資本主義経済と市民社会

現代資本主義経済は、近代資本主義経済と同様、都市経済を中心とするものである。資本主義経済の発展とは、都市における市場経済の発展、すなわち商品生産の発展を意味する。現代の先進資本主義経済がポスト工業社会に移行しているとしても、その中心的産業である第3次産業＝情報産業＝ソフト産業は依然として都市における商品生産である。したがって、スミスの「市民社会と資本主義経済」の視座が依然として有効であり、またヴェーバーの「市民社会と資本主義経済」の視座が依然として有効である。今日、ハイエクが社会主義や福祉国家に対して市場経済の優位を強調してきたのも、オーストリア学派の価値方法論に依拠しているという違いはあるにしても、スミス、ヴェーバーと重なる視座からである。現代の先進資本主義諸国の富裕化においては、スミスの分業・資本蓄積・自由競争の市場経済論が依然として妥当するし、市民の交換性向は企業家精神の発展として一層活発化している。また、企業家精神と市場経済における効率性の概念は、ヴェーバーのいう合理性概念も提示するところである。さらにはまた、ピーター・ドラッカーの産業社会論も、ヴェーバーの目的合理性の現代的応用とも言えるものである³⁰⁾。

しかし、現代資本主義経済は、スミスの市場経済による富裕化やヴェーバーの資本主義経済の合理性の視座とは対立的な側面、つまり貧困化と不合理性側面を一層展開している。市場経済の発展は、国際経済において貧富の格差、いわゆる南北問題を生み出しているし、先進諸国内部においてすら、深刻な貧困問題を解決できなかった。それゆえに、20世紀において先進資本主義経済諸国においては、福祉国家政策が導入せざるをえなかったし、世界経済においても、IMF体制の構築と世界福祉国家政策の導入が必要不可欠であった。ケインズ経済学が登場せざるをえない根拠こそは、マルクスが近代市民社会における人間疎外・物神崇拜化現象・労働者の搾取として、批判した事柄であった。ただし、マルクスやレーニンが予測した社会主義社会の形成は実現しなかった。資本主義経済は、その内部で、貧困の拡大、資源の浪費、自然・社会環境の破壊という不合理性の拡大をもたらしつつも、市場経済はさらに発展・高度化し、生産力は巨大なものになっている。スミス・マルクス・ヴェーバーの社会分析の視座、つまり、「市民

社会と資本主義経済の発展」の関連はさらに深められねばならない。

さきにあげたハイエク、ドラッカーのような経済・経営学者の現代資本主義経済の研究も、同様な視座からの、彼等自身による研究成果である。また、ユルゲン・ハーバーマスやニクラス・ルーマン等の社会学者の視座もやはり、「市民社会と資本主義経済の発展」の関連に注がれていると言えよう。さらには、最近のマルクス派の社会主義思想の研究の傾向にもこのような視座が顕著に現れている³⁷⁾。

ともあれ、最後に、スミス、マルクス、ヴェーバーの「市民社会と資本主義経済の発展」の視座と現代資本主義経済の関連を指摘しておこう。スミスの市場経済による富裕化の視座を、エートス・制度・政治状況の視点から表現したものが、ヴェーバーの合理性の視座である。西洋の市民社会の「世俗内禁欲」のエートスが生み出す合理性は、近代資本主義を発展させると同時に、近代官僚制組織をも発展させた。企業・行政・軍隊における近代官僚制組織に対するヴェーバーの評価は両面価値的 (Ambivalent) である。評価と批判が同時に存在する。このディレンマを克服する途は、ヴェーバーにおいては、やはり、新たなる世俗内禁欲に求められる。ヘルベルト・マルクーゼのようにエロスの知性ではない。ハーバーマスは、生活世界における私的領域と公共領域の批判的コミュニケーションによって克服することを提唱する。現代市民社会におけるマルクスの物神化批判の再構築の提唱である。しかし、それは同時に、ヴェーバーの世俗内禁欲に基づく批判的理性の継承でもある。現代資本主義経済の発展は、その国民経済内部の市民社会において、このような批判的運動を生み出している。また、世界経済における発展途上諸国からの帝国主義・新植民地主義批判の運動を生み出している。これらの批判的運動の理論は、マルクスの人間疎外論・物神性批判論を出発点にするものであった。しかし現在においては、マルクスの資本主義批判の視座のみでは、現代資本主義の発展の分析にとって十分ではない。ハーバーマスのように、ヴェーバーの合理性理論とマルクスの批判理論を総合する試みは、現代の「市民社会と資本主義経済」の分析視座の確立にとって、極めて有益である。しかし、それでも、現代資本主義経済の分析にとって不十分である。たとえば、福祉国家、南北問題、環境問題に対して彼の理論は多くを語らない。ハーバーマスの理論は、あくまでも行為主体に関心があり、客観的構造の分析は極めて不十分である。その

意味で、ハーバーマスもまたヴェーバー的方法論である。マルクスの方法論が十分生かされていないと言える。他方、ハーバーマスを批判する、ニクラス・ルーマンのシステム理論、また、オッフエのように、ハーバーマス、ルーマンを総合的に継承し、現代福祉国家の批判的分析を試みる新たな理論の展開も見られるが、マルクスの市民社会批判の方法とは異なる。やはり価値・制度・政治状況を問題とする、ヴェーバー的方法である。その点、ドラッカーは、スミスとマルクスとヴェーバーを彼独自の方法で総合している³⁰⁾。

やはり、マルクスの市民社会批判の方法は、現代資本主義市場経済の批判的分析なくしては、現代に生かされないと言える。ハーバーマス、ルーマンの現代資本主義市場経済の分析は、ヴェーバー的であり、マルクス的ではない。スミスの市民社会論を根底的に批判しようとしたマルクスの市民社会批判への理解が十分でない。もし、そうであるなら、ハーバーマス、ルーマンの理論では十分ではないということが言える。主体性理論と客観的構造の総合化が、彼らの理論を超えて追求されねばならない。そのためにも、マルクスおよびマルクス派の再検討が必要とされている。

(注)

- 1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (=the Wealth of Nations), Vol. 1, Clarendon Press · Oxford, 1976, pp.397~427. 邦訳, 『諸国民の富 I』, 岩波書店, 1980年, 608~642頁。
- 2) Karl Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie*, 1843, in: MARX/ENGELS GESAMTAUSGABE(=MEGA), I/2, DIETZ VERLAG BERLIN, 1982, SS.5~137. Derselbe, *Zur Judenfrage*, 1844, in:MEGA I/2, a.a.O., SS.141~169. 邦訳, 「ヘーゲル法哲学の批判から」, 1843年, (『マルクス・エンゲルス全集 1』, 大月書店, 1971年, 233~372頁)。同「ユダヤ人問題によせて」, 1844年, (同書, 384~414頁)。
- 3) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte: Abriß der universalen Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*, Duncker & Humboldt, Berlin, 1958, SS.259~315. 邦訳, 『一般社会経済史要論』下巻, 黒正・青山訳, 岩波書店, 昭和38年, 154~258頁。
- 4) スミスの市民社会論については, 和田重司『アダム・スミスの政治経済学』, ミネルヴァ書房, 1978年, 192~338頁, を参照。

- 5) Adam Smith, the Wealth of Nations, op.cit., p.376. 邦訳, 『諸国民の富Ⅰ』, 前掲書, 583頁。
- 6) Adam Smith, the Wealth of Nations, op.cit., p.380. 邦訳, 『諸国民の富Ⅰ』, 前掲書, 588～589頁。
- 7) Adam Smith, the Wealth of Nations, op.cit., pp.397～400. 邦訳, 『諸国民の富Ⅰ』, 前掲書, 608～611頁。
- 8) Adam Smith, the Wealth of Nations, op.cit., pp.400～403. 邦訳, 『諸国民の富Ⅰ』, 前掲書, 612～615頁。
- 9) Adam Smith, the Wealth of Nations, op.cit., p.405. 邦訳, 『諸国民の富Ⅰ』, 前掲書, 617頁。
- 10) Adam Smith, the Wealth of Nations, op.cit., pp.406～410. 邦訳, 『諸国民の富Ⅰ』, 前掲書, 619～623頁。
- 11) 和田重司『アダム・スミスの政治経済学』, 前掲書, 257～287頁。小柳公洋『国富論体系の歴史と理論』, ミネルヴァ書房, 1981年, 87～123頁, 参照。
- 12) Karl Marx, Debatten über das Holzdiebstahls-Gesetz (Verhandlungen des 6. Rheinischen Landtags, Dritter Artikel), 1842, in: MEGA, I/1, DIETZ VERLAG BERLIN, 1975, SS.208～209.邦訳, 「木材窃盗取締法にかんする討論」(第六回ライン州議会の議事), 1842年, (『マルクス・エンゲルス全集1』, 前掲書, 137～138頁)。
- 13) Karl Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, 1843, in: MEGA, I/2, a.a.O., S.86. 邦訳, 「ヘーゲル法哲学の批判から」, 1843年, (『マルクス・エンゲルス全集1』, 同書, 316～317頁)。
- 14) Derselbe, ebenda, SS.107～137. 邦訳, 同書, 340～372頁。
- 15) Derselbe, Zur Judenfrage, 1844, in: MEGA, I/2, ebenda, SS. 156～157. 邦訳, 「ユダヤ人問題によせて」, 1844年, (『マルクス・エンゲルス全集1』, 同書, 400～401頁)。
- 16) Derselbe, ebenda, SS.162～163. 邦訳, 同書, 407頁。
- 17) Derselbe, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, Einleitung, 1844, in: MEGA, I/2, ebenda, S.182. 邦訳, 「ヘーゲル法哲学批判。序説」(『マルクス・エンゲルス全集1』, 同書, 427頁)。
- 18) Derselbe, Aus James Mill:Éléments économie politique, 1844, in: MEGA, IV/2, SS.447～448, 450～451. 邦訳, 「ジェームズ・ミル著『政治経済学要綱』か

らの抜粋], 1844年, (『マルクス・エンゲルス全集40』, 大月書店, 1979年, 364, 367頁)。

- 19) Derselbe, ebenda, S.452. 邦訳, 同書, 369頁。なお「類的享受」は, 邦訳では「類的精神」になっているが, MEGAにしたがって「類的享受」とした。
- 20) Derselbe, ebenda, S.452. 邦訳, 同書, 369頁。
- 21) Derselbe, ebenda, S.454. 邦訳, 同書, 372頁。
- 22) Derselbe, ebenda, S.456. 邦訳, 同書, 374頁。
- 23) Max Weber, Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, 1895, in: Gesammelte Politische Schriften, J.C.B.Mohr (PAUL SIEBECK) TÜBINGEN, 1958, SS.20~22. Oder, in: Gesamt Ausgabe, J.C.B.(Paul Siebeck) Tübingen, SS.569~570. 邦訳, 『国民国家と経済政策』, (社会科学ゼミナール22), 未来社, 1966年, 51~55頁。
- 24) 住谷一彦『リストとウェーバー』, 未来社, 1969年, 199~392頁。ハンス-ウルリッヒ・ヴェーラー『ドイツ帝国1871-1818』(大野・肥前訳), 未来社, 1983年, 参照。
- 25) 出口勇蔵『ウェーバーの経済学方法論』, ミネルヴァ書房, 昭和41年。中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』, 未来社, 1972年, 参照。
- 26) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der verstehenden Soziologie, Fünfte, Revidierte Auflage, Besorgt von Johannes Winkelmann, 1972, Kapital IX. Soziologie der Herrschaft, 7.Abschnitt. Die nichtlegitime Herrschaft (Typologie der Städt). 邦訳, 『都市の類型学』(世良晃志郎訳), 創文社, 昭和43年。
- 27) Max Weber, Wirtschaftsgeschichte, a.a.O., S.270. 邦訳, 『一般社会経済史要論』, 前掲書, 172~173頁。
- 28) Derselbe, ebenda, SS.270~271. 邦訳, 同書, 173~175頁。
- 29) Derselbe, ebenda, SS.271~272. 邦訳, 同書, 175~176頁。
- 30) Derselbe, ebenda, SS.273~275. 邦訳, 同書, 178~180頁。
- 31) Derselbe, ebenda, SS.275~277. 邦訳, 同書, 181~184頁。
- 32) Derselbe, ebenda, SS.277~278. 邦訳, 同書, 185~187頁。
- 33) Derselbe, ebenda, SS.280~281. 邦訳, 同書, 197~198頁。
- 34) Derselbe, ebenda, SS.285~286. 邦訳, 同書, 206~208頁。
- 35) Derselbe, ebenda, SS.288~289. 邦訳, 同書, 212~213頁。
- 36) F・A・ハイエク『自由の条件』(ハイエク全集5~7, 春秋社, 1987年, 所収。ノー

マン・P・バリー『ハイエクの社会・経済哲学』（矢島欽次訳），春秋社，1984年。三戸公著『ドラッカー』，未来社，1972年，参照。

- 37) Jürgen Habermas, Theorie des kommunikativen Handelns, Band 1, Band 2, Suhrkamp Verlag, 1981. 邦訳, 『コミュニケーション的行為の理論』(上), (中), (下), 未来社, 1987年。Niklas Luhmann, Die Wirtschaft der Gesellschaft, Suhrkamp Verlag, 1988。Hans-Josef Steinberg, Sozialismus und deutsche Sozialdemokratie, Verlag J.H.W.Dietz Nachf. GmbH, 1976, 参照。
- 38) C. オッフエ『後期資本制社会システム』（壽福真美編訳），法政大学出版局，1988年。P・F・ドラッカー，『断絶の時代』（林雄二郎訳），ダイヤモンド社，昭和46年，参照。